

国の基本指針について

全国介護保険担当課長会議

資料（抜粋）

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

地域共生社会の実現のための社会
福祉法等の一部改正について

全国介護保険担当課長会議
資料（抜粋）

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会(ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定))

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

1

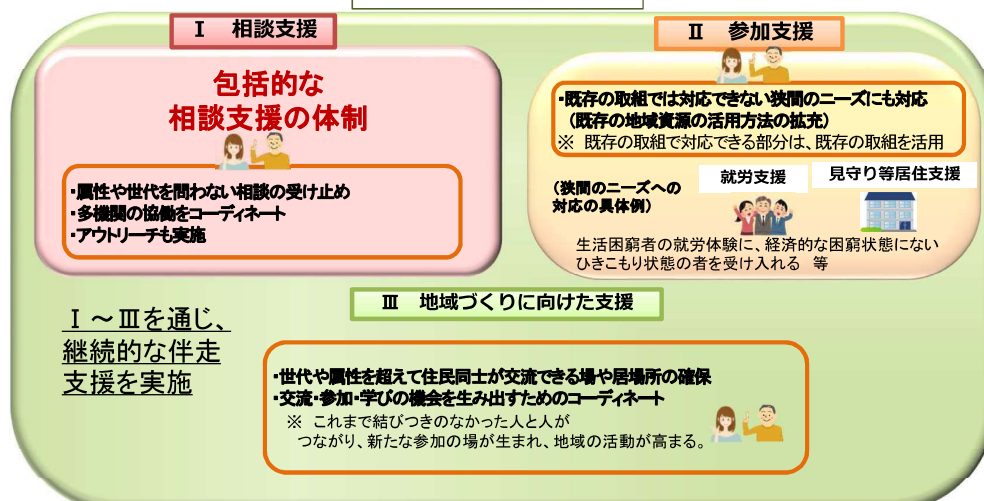
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業の創設

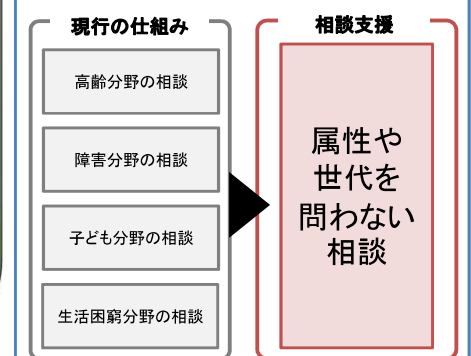
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設**する。
 - － 事業実施の際には、I～IIIの支援は全て必須
 - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像



相談支援にかかると一体的実施のイメージ

- 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度における関連事業に係る補助について、一体的な執行を行うことができる仕組みとする。



認知症施策について

全国介護保険担当課長会議

資料（抜粋）

1. 認知症施策に関する介護保険法改正について

(1) 介護保険法改正の内容について

認知症施策については、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）に沿って、各自治体においても、「共生」と「予防」の取組を進めていただいているところである。

令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」においては、介護保険法上の認知症施策に係る規定について、大綱の考え方や施策に沿った内容に見直しを行った。具体的には、

- ① 国・地方公共団体の努力義務として、
 - ・ 「共生」の考え方を踏まえ、認知症の人と地域住民の地域社会における共生の推進や、地域における認知症の人への支援体制の整備、
 - ・ 認知症の予防に関する調査研究について、研究機関等の関係者との連携や、成果の普及・発展

等を規定している。

- ② 各市町村において認知症の方への支援の重要性が増しており、大綱に沿って他府省所管の分野を含めた総合的な取組を進めていただく必要があることから、市町村介護保険事業計画の記載事項として、教育、地域づくり、雇用等の他の分野との連携など認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加している。

各都道府県等におかれては、内容についてご了知いただき、引き続き、大綱に沿った取組を進められたい。

(2) 大綱における「共生」と「予防」について

大綱では、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととしている。大綱においては、

- ・ 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味であ

り、引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すこととしている。

- ・ また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味であるとしている。

なお、認知症の予防の取組を進めるにあたっては、認知症の人の尊厳を守り、認知症の有無にかかわらず同じ社会でともに生きるという「共生」の基盤の下で進めることが大前提である。

各都道府県におかれては、改めて、こうした考え方を管内市町村とも共有しながら、「予防」に関して、「認知症になったのは本人の努力が足りないからだ」等の誤った捉え方によって新たな偏見や誤解が生じないように、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を進めるとともに、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」の施策を推進いただくようよろしく願います。

2. 認知症施策推進大綱に基づく施策の推進について

認知症施策については、各自治体においても、大綱に沿った取組を進めていただいているところであるが、前述の通り、介護保険法改正により、大綱の考え方を踏まえた規定の見直しを行うとともに、市町村介護保険事業計画の記載事項として、教育、地域づくり、雇用等の他分野との連携など認知症施策の総合的な推進に関する事項を追加した。

また、第8期介護保険事業(支援)計画の基本指針においても、大綱を踏まえた内容の見直しを行うこととしている(介護保険計画課の説明事項(基本指針関係)を参照)が、大綱においては、それぞれの施策ごとにKPI(目標)を定めており、参考資料1のとおり、都道府県、市町村の取組に関するものも多く含まれているところである。

各自治体におかれては、第8期においても認知症施策の一層の推進を図るため、

上記のことを十分に踏まえていただきながら、第8期計画の策定を進めていただくよう、よろしくお願ひしたい。

地域支援事業の見直しについて

全国介護保険担当課長会議

資料（抜粋）

1. 地域支援事業の見直しについて

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画しながら、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものとして、平成 29 年 4 月から全ての市町村で実施していただいている。

こうした中で、昨年 12 月に取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）（以下「意見書」という。）では、総合事業の効果的な推進に向けて、

- ・ 総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付を受けられることを前提としつつ、弾力化を行うこと、
- ・ 国がサービス価格の上限を定める仕組みについて、市町村が創意工夫を発揮できるようにするため、弾力化を行うこと

等の内容が明記されたところである。

これらを踏まえ、令和 3 年度からは、以下の取扱いを予定しているので、各都道府県においては、あらかじめ御了知いただくとともに、管内の保険者等へ広く周知いただくようお願いする。なお、①総合事業の対象者の弾力化及び②国が定めるサービス価格の上限の弾力化については、関連する省令を秋頃に公布する予定。

① 総合事業の対象者の弾力化（要介護認定を受けた者）

総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業（「第 1 号事業」をいう。以下同じ。）の対象者については、要支援者及び基本チェックリスト該当者（以下「要支援者等」という。）となっているが、意見書を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象とすることを可能とする。

なお、要介護者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合についても、現行の要支援者等と同様の取扱いとする。具体的な取扱いの例については、以下のとおりである。

ア 対象となるサービス（要支援者等と同様）

- ・ 訪問型サービス及び通所型サービス（従前相当サービス及び多様なサービス（サービス A、B、C、D））、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

※ 高額介護予防サービス費相当事業、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を含む。

イ ケアマネジメント

- ・ 介護給付と介護予防・生活支援サービス事業を併用する場合：居宅介護支援
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合：介護予防ケアマネジメント

ウ 給付管理（要支援者等と同様）

- ・ 介護給付の支給限度額の範囲内で、介護給付と介護予防・生活支援サービス事業を一体的に管理

② 国が定めるサービス価格（単価）の上限の弾力化

総合事業のサービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格（単価）については、地域支援事業実施要綱において国が定める額を上限として、市町村が具体的な額を定めることとしているが、意見書を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

具体的には、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格について、上限ではなく目安とすることとし、市町村においては、国が定める目安の額を勘案して具体的な額を定めることとする。

なお、要介護者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合についても、同様の取扱いとする。

③ 総合事業の上限管理

市町村において、①の対象者の弾力化又は②のサービス価格（単価）の上限の弾力化を行った場合についても、その要する費用は、総合事業の事業費の上限管理の対象とする。

ただし、対象者の弾力化（上記①）により、新たに要介護者が総合事業を利用することによって、総合事業の事業費の上限額を超える場合については、個別協議を受け付けることを予定している。

（２）みなし指定期間の終了に伴う対応（サービス種類コードの変更等）

新しい総合事業の施行に際して、平成 27 年 3 月末に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所については、平成 27 年 4 月から 3 年間のみなし指定の効力が発生するほか、市町村が 6 年を超えない範囲内で別に期間を定める場合は、当該期間は指定の効力が発生することとしている。

これに併せて、当該事業所が事業費を請求する際には、「平成 27 年 4 月の新しい総合事業等改正介護保険法施行に係る事業所指定事務等の取扱いについて」（平成 27 年 2 月 24 日厚生労働省老健局振興課事務連絡）で周知しているとおり、所定のサービス種類コード（基本的には、訪問型サービス（みなし）は A 1、通所型サービス（みなし）は A 5）を使用することとしている。

当該みなし指定期間については、最長でも令和 2 年度末に終了となることから、これらのコード（A 1 及び A 5）を使用している市町村においては、令和 3 年度からは独自のサービス種類コード（A 1 及び A 5 以外のサービス種類コード）を設定いただくとともに、管内の事業所が事業費を請求する際には、設定されたサービス種類コードを使用いただくよう周知徹底をお願いする。

このほか、指定の更更新手続等の対応についても、遺漏なきようお願いする。

(3) 介護用品の支給に関する取扱い

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）で周知しているとおり、原則として任意事業の対象外とした上で、平成26年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしている。

平成30年度には、低所得世帯等への影響も考慮しつつ、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を実施の要件とし、地域支援事業実施要綱及び交付要綱の改正を行ったところである。

これらの経緯を踏まえつつ、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえた対応策を検討しているところである。

なお、具体的な内容については、令和3年度概算要求に併せて検討することとしており、追ってお知らせする。

総合事業の対象者の弾力化

- 要支援者等に限定されている介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の対象者について、**要介護認定を受けた場合も介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、地域とのつながりを継続する観点から、弾力化を行う。**
- 令和3年度からは、要支援者等に加えて、**市町村の判断により、要介護者についても、総合事業の対象とすることを可能とする。**

